

議案第45号

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年小松島市条例第37号)の一部を別紙のように改正する。

令和5年6月9日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

小松島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。